

群馬県建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）について必要な事項を定めることにより、建設業の健全な発展を図ることを目的とする。

(活用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施行の確保ができると認められる場合とする。

(種類)

第3条 共同企業体の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

建設工事の特性に着目して県の発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体

優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 特定建設工事共同企業体の対象工事の種類及び規模は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類

イ 技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、トンネル、ダム、空港、堰、下水道等の土木構造物及び建築・設備等の建設工事）

ロ 新技術・新工法の研究開発を目的とする研究開発型工事及び新技術・新工法の実用化を目的とする実験型工事等技術力を結成して行う建設工事

ハ 特殊工法を内容とすること等により地元企業への建設技術の移転を目的として行う建設工事、又はその他部局長が特に必要と認めた建設工事

(2) 対象工事の規模

業 種	規 模
土木一式工事	20億円以上（ただし、前号ロ及びハに該当する場合は、3億円以上とすることができる。）
建築一式工事	20億円以上
電気・電気通信・管（設備）専門工事	5億円以上
造園工事	1億5千万円以上
その他の専門工事	2億円以上

注） 建築一式及び電気・電気通信・管（設備）専門工事において、部局長が必要と認めた場合は、それぞれ10億以上、2億円以上とすることができる。

2 経常建設共同企業体の対象工事の種類及び規模は、群馬県建設工事請負業者選定要領（昭和47年9月5日制定。以下「選定要領」という。）第13条に規定する単体企業への発注標準金額区分の場合に準ずる。

（構成員の数）

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内とする。

（構成員の組合せ）

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として工事請負者名簿における等級格付が選定要領第6条に規定するA等級に属する者の組合せとする。

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として総合評定値の数値が選定要領第6条に規定するA等級に属する者以外の者で、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。

この場合の選定要領第6条中の総合数値は総合評定値の数値と読み替えるものとする。

（構成員の要件）

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 群馬県建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別毎に格付を受けていること。
- (2) 当該建設工事に対応する許可業種につき、許可後5年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として、当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。
- (4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 希望する工事種別に対応する許可業種につき許可後5年を超える営業年数を有すること。
- (2) 原則として、希望する工事種別につき元請としての実績を有すること。
- (3) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者、又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置しうること。

（出資比率）

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上

（代表者の選定方法）

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、当該工事に対応する特定建設業の許可を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大（同比率である場合を含む。）とする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の協議により決定された者とする。

（有効期間）

第10条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 県が請負契約を締結した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。
- (2) 当該工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期

間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 経常建設共同企業体の有効期間は、単体企業の場合に準ずる。

(結成)

第11条 特定建設工事共同企業体の結成方法は次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 工事主務課長は、当該建設工事に合わせて第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条及び第9条の規定に基づき、当該特定建設工事共同企業体に係る構成員の要件、組み合わせ等結成に必要な要件について、特定建設工事共同企業体結成に係る告示(別記例)により、掲示の方法をもって公示するものとする。

なお、入札方法を一般競争入札とする場合にあっては、一般競争入札の公告と組み合わせ告示するものとする。

(2) 特定建設工事共同企業体は、前号の規定に基づいて、任意に結成させるものとする。ただし、構成員は同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることができない。

(3) 工事主務課長は、指名競争入札で施工を予定する建設工事において、必要とする特定建設工事共同企業体が3組以上結成されなかった場合は、第1号に規定する手続きを再度行うことができるものとする。

2 経常建設共同企業体は任意に結成させるものとする。ただし、構成員は2以上の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。

(指名競争入札参加申請書類等)

第12条 共同企業体を結成した者が資格審査を申請しようとするときは、次の書類を知事に提出するものとする。

(1) 共同企業体入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)

ただし、経常建設共同企業体の申請においては、これに替えてぐんま電子入札共同システムによる手続により行うものとする。

(2) 共同企業体協定書

ア 特定建設工事共同企業体協定書(別記様式第2号)

イ 経常建設共同企業体協定書(別記様式第3号)

(3) 誓約書

ア 特定建設工事共同企業体誓約書(別記様式第4号)

イ 経常建設共同企業体誓約書(別記様式第5号)

2 特定建設工事共同企業体の指名競争入札参加資格審査申請は、工事を発注する当該部局長が特に必要と認める工事について、その都度結成させ申請させるものとする。

3 経常建設共同企業体の指名競争入札参加資格審査申請の申請期間は、請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示(以下「告示」という。)により定める期間とする。

(資格審査)

第13条 共同企業体の資格審査(以下「資格審査」という。)は、単体企業の場合に準ずるものとする。この場合、審査項目は選定要領第22条を、級別格付は選定要領第6条を適用するものとする。ただし、特定建設工事共同企業体の審査は、選定要領第22条(1)客観数値の審査のみを適用するものとする。

(工事請負資格者名簿への登載)

第 1 4 条 特定建設工事共同企業体の工事請負資格者名簿への登載は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工事主務課長は、結成された特定建設工事共同企業体について第 1 1 条第 1 項の規定に基づく公示で定めた期限までに、第 1 2 条に定める共同企業体入札参加資格審査申請書等を正本 1 部、写し 1 部を提出させ、そのうち正本を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請依頼書 (別記様式第 6 号) とともに、建設企画課長へ送付するものとする。
 - (2) 建設企画課長は、前号の送付があったときは、選定要領第 6 条に規定する A 等級の業者のみで結成される特定建設工事共同企業体にあつては級別格付け審査を省略し、A 等級に格付けされたものとみなし選定要領第 3 条に定める審査委員の適格審査を受け、工事請負資格者名簿に追加登載する。この場合に建設企画課長は、工事主務課長に、適格審査の結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格者認定通知書 (別記様式第 7 号) により通知するとともに、特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書 (別記様式第 8 号) を送付するものとする。
 - (3) 工事主務課長は、前号の送付があったときは、当該特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。
- 2 経常建設共同企業体の工事請負資格者名簿への登載は、単体企業の場合に準ずる。ただし、同一の工事種別において、経常建設共同企業体として名簿へ登載する場合には、当該経常建設共同企業体における構成員の単体企業としての名簿登載はできないものとする。

(指名)

第 1 5 条 工事主務課長は特定建設工事共同企業体を指名するときは、主管の指名委員会に諮るものとする。

2 経常建設共同企業体の指名は、単体企業の場合に準ずる。

(混合入札)

第 1 6 条 前条までの規定により、特定建設工事共同企業体を結成させて行う工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格業者 (本県に建設工事入札参加資格申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別毎に格付けを受けている者) であつて、当該工事を確実かつ円滑に施工することができると認められるもの (以下「単体有資格業者」という。) があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させることができるものとする。

(要綱に定めのない事項)

第 1 7 条 この要綱に定めのない事項については別に県土整備部長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 6 1 年 1 月 1 日から施行する。

中 略

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 1 0 月 9 日から施行する。

特定建設工事共同企業体結成に係る公示(例)

建設工事について、下記のとおり特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)で施工することとしたので、群馬県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(以下「要綱」という。)第11条の規定に基づき公告します。

入札に参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成のうえ、所定の手続きをしてください。

なお、共同企業体名は「企業名・企業名 特定建設工事共同企業体」とします。

年 月 日

群馬県知事

記

1 工事の概要

- (1) 工事名 事業 工事
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期

2 入札に参加する共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

この公示に係る工事の(指名・一般)競争入札に参加できる共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者(破産者で復権を得ない者等をいう。)であること。
- (2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3) 群馬県請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- (4) 群馬県建設工事入札参加資格申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事について格付けを受けていること。
- (5) 対象工事と同種(又は類似)工事について、(元請として)施工実績があること。
- (6) 次の基準を満たす技術者を、対象工事に専任で配置できること。

ア 一級 施工管理技士で、指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の

交付を受けている者。但し、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者については監理技術者講習修了証は不要。

イ（概ね過去 年間に）対象工事と同種（又は類似）工事の経験を有すること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (8) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第7条第1項に抵触しない。

資本関係

ア 親会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が継続中である会社を除く。以下同じ。）

イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

人的関係

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ） 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ） 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ） 組合の理事

オ） その他業務を執行する者であつて、ア）からエ）までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

- (9) 共同企業体代表構成員及び構成員は、当該業務で2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) その他必要な事項（建設業許可の種類、本支店の存在等）

3 入札に参加する者（共同企業体）に必要な事項

この公示に係る工事の（指名・一般）競争入札に参加できる共同企業体は、共同企業体構成員が前記2に示す条件及び次に掲げる条件をすべて満たし、かつ本職による当該対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 共同企業体は、自主結成とし、（2又は3）社の組み合わせとする。

(2) 共同企業体構成員の組み合わせは、代表構成員、構成員（及び構成員）の資格要件を満たす者の組み合わせとする。

(3) 共同企業体代表構成員、構成員及び構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることは認めない。

(4) 共同企業体構成員の出資比率の最小限度基準は、（30又は20）パーセント以上とする。

(5) 共同企業体の代表構成員の要件

ア（令和 年度）総合評定値通知書総合評定値（P）についての要件

イ 建設業許可の種類、営業年数及び同種工事の実績等

ウ 専任で配置する技術者（主任又は監理技術者）の資格及び経験等

エ その他の事項（出資比率、本支店の存在等）

(6) 共同企業体の構成員の要件

ア（令和 年度）総合評定値通知書総合評定値（P）についての要件

イ 建設業許可の種類、営業年数及び同種工事の実績等

ウ 専任で配置する技術者（主任又は監理技術者）の資格及び経験等

エ その他の事項（出資比率、本支店の存在等）

(7) 共同企業体の構成員の要件

ア（令和 年度）総合評定値通知書総合評定値（P）についての要件

イ 建設業許可の種類、営業年数及び同種工事の実績等

ウ 専任で配置する技術者（主任又は監理技術者）の資格及び経験等

エ その他の事項（出資比率、本支店の存在等）

4 入札参加手続き

(1) 共同企業体を結成して、入札に参加を希望する者は、「共同企業体入札参加資格審査申請書」（別記様式第1号）に、次の書類を添付して申請し、本職の審査・確認を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第 号）

イ 特定建設工事共同企業体誓約書（別記様式第 号）

ウ 代表構成員への他構成員全員の委任状

(2) 提出部数 各2部

(3) 申請書の受付

ア 受付期間 年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで、ただし土曜日、

日曜日及び祝日を除く。

イ 受付時間 午前9時から午後4時まで、ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 受付場所 群馬県 部 課 係

前橋市大手町1-1-1、電話027-223-1111、内線

エ 申請書は、受付場所へ直接持参すること。郵送、電送等の提出は認めない。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書により共同企業体代表構成員に通知する。

5 対象工事及び共同企業体結成に係る問い合わせ先

・群馬県 部 課 係（前橋市大手町1-1-1）

・電話027-223-1111、内線

6 その他必要な事項

共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

共同企業体の名称

共同企業体代表者
の住所、名称及び
代表者氏名

印

共同企業体構成員
の住所、名称及び
代表者氏名

印

このたび、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため、
を代表とする(特定建設工事・経常建設)共同企業体を結成し、貴県施工の請負工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

構成員別氏名又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種
希望する工事種別			
希望する工事箇所			

注) 共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者は、当該法人の本社のものとする。

(別記様式第2号)(規格A4)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 発注に係る 建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地
建設株式会社
県 市 町 番地
建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

建設株式会社 %
建設株式会社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本 に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な 事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工のつど当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第 17 条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を 通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

建設株式会社
代表取締役 印

建設株式会社
代表取締役 印

經常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 經常建設共同企業体(以下「企業体」と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、 年とする。ただし、
年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地
建設株式会社
県 市 町 番地
建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事施工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他 除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を 通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

建設株式会社
代表取締役 印

建設株式会社
代表取締役 印

經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

発注に係る下記工事については、經常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該行為について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1	工事の名称	工事	
2	出資の割合	建設株式会社	%
		建設株式会社	%

建設株式会社外 社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

經常建設共同企業体

代表者 建設株式会社
代表取締役

印

建設株式会社
代表取締役

印

特定建設工事共同企業体誓約書

特定建設工事共同企業体の全構成員は、下記の要件をすべて満たしていることを誓約します。

記

- 1 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後5年を超える営業年数を有すること。
- 2 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

年 月 日

特定建設工事共同企業体

構成員 印

構成員 印

構成員 印

群馬県知事

あて

經常建設共同企業体誓約書

經常建設共同企業体の全構成員は、下記の要件をすべて満たしていることを誓約します。

記

- 1 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後5年を超える営業年数を有すること。
- 2 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

年 月 日

經常建設共同企業体

構成員 印

構成員 印

構成員 印

群馬県知事

あて

第 号
年 月 日

建設企画課長 あて

工事主務課長

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査依頼書

このことについて、次のとおり特定建設工事共同企業体が結成され、別添のとおり入札参加資格審査申請書が提出されたので審査してください。

番号	特定建設工事共同企業体名	構 成 員	所 在 地
合計			

別記様式第7号（規格A4）

建企第 号
年 月 日

工事主務課長 あて

建設企画課長

特定建設工事共同企業体の入札参加資格者の認定について（通知）

年 月 日付けで依頼のあったこのことについて、別紙のとおり認定しました。

注）別記様式第8号（写）を添付のこと。

建企第 号
年 月 日

様

群馬県知事
(建設企画課)

印

特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定建設工事共同企業体の入札参加資格を下記のとおり認定したので通知します。

記

整理 番号	企 業 体 第 号	申請者所在地	
資 格 の 内 容		工事の種別	
		格付等級	A
備 考			

注) 調査・測量・コンサルタント等については、格付等級は記入しないものとする

